

第 3 8 回 国立市都市計画審議会会議録（要旨）

日 時	平成 3 0 年 1 1 月 2 2 (木) 午後 1 時 3 0 分～ 2 時 0 0 分
場 所	市役所 2 階 市議会委員会室
議 題	1) 国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定）
出席委員 (敬称略)	林会長、高橋委員、北島委員、内藤委員、 高柳委員、大谷委員、石井委員、小口委員、尾張委員、 中館委員、高田委員、三輪委員
事務局等	永見市長、江村都市整備部参事、佐伯都市計画課長、関都市農業振興担当課長 和田都市計画係長、川縁都市計画係主査、南雲、三好
傍 聴 者	なし
議 題	議 案 「付議案件」 1. 国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定）
要点記録	議案 1 について、原案のとおり可決された。
<p style="text-align: center;">国立市都市計画審議会運営規則第 1 3 条第 2 項の規定により、ここに署名いたします。</p> <p style="text-align: center;">平成 3 0 年 1 1 月 2 2 日</p> <p style="text-align: center;">議 長</p>	
<p style="text-align: center;">指名委員</p>	

第38回 国立市都市計画審議会

林会長 : こんにちは。本日はご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。
ます。

それでは、ただいまから第38回国立市都市計画審議会を開会いたします。

ご案内にもありますように、本日の議題といたしまして、市長より付議された「国立都市計画生産緑地地区の変更について」の1案件について本日はご審議いただきたく、都市計画審議会を開催する次第です。

それでは次に定足数の確認を行います。ただいまの出席委員数は12名であります。したがって、審議会条例第7条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、これより議事日程に従い会議を進めさせていただきます。

本審議会におきまして、限られた時間の中で十分にご審議いただきたいと存じますので、議事進行等につきましてご協力をお願い申し上げます。

それでは次に、会期の決定についてお諮りいたします。会期でございますが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林会長 : 異議なしの声がありますので、会期を本日1日といたします。

続きまして、審議会運営規則第13条に基づき、第38回国立市都市計画審議会の会議録に署名する委員を指名いたします。これにつきましては、北島委員を指名いたします。

それでは、ここで市長さんからご挨拶いたします。

永見市長 : 皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、第38回国立市都市計画審議会の開催に当たりましてご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本日の議題といたしましては1件でございますが、国立市決定案件であります「国立都市計画生産緑地地区の変更について」の付議案件でございます。生産緑地地区の変更につきましては、新たに追加する地区と、生産緑地法の買取り申出等に伴い行為の制限が解除された地区につきまして、都市計画の変更の手続きを行うものでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

林会長 : ありがとうございます。

それでは議題に入ります。「国立都市計画生産緑地地区の変更について」、事務局より説明をお願いします。

佐伯都市計画課長 : 改めまして、こんにちは。説明の前に、平成30年10月に行われた人事異動により、事務局職員に変更がありましたのでご紹介をいたします。

都市計画係長の和田です。

都市計画係長 : 和田と申します。よろしくお願いたします。

佐伯都市計画課長 : 同じく都市計画係主任の南雲です。

都市計画係主任 : 南雲と申します。よろしくお願いたします。

佐伯都市計画課長 : 職員の紹介は以上になります。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。本日机上配付しております資料でござ

いますが、第38回国立市都市計画審議会議事日程、国立都市計画の変更についての付議書の写し、右上に都市計画審議会第1号議案とある、国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定）の議案書、それから事前に配付しております、国立市都市計画審議会資料No.1の国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定）でございます。

またそのほかといたしまして、国立市都市計画マスタープラン第2次改訂版について、製本ができ上がりましたので、さきに配付済みの市議会選出委員の方々の分を除きまして机上に配付しておりますので、ご査収いただければと思います。

資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、第1号議案、国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定）、説明をいたします。国立市都市計画審議会資料No.1をごらんいただきたいと思います。

まず、表題に「国立市決定」とありますが、これは都市計画の決定権者が国立市と定められているため、明記されているものでございます。

1ページをお開き願います。計画書でございます。変更の内容でございますが、第1、種類及び面積では、変更後の生産緑地地区全体の面積は約44.88ヘクタールでございます。

第2、削除のみを行う位置及び区域でございます。左から順に番号、地区名、位置、削除面積、そして備考として削除されるのが一部なのか、全部なのかを示しております。削除を行う地区は、番号94、大字谷保字出井崎地内の地区、及び番号150、泉四丁目地内の地区で、合計面積は約2,590平方メートルでございます。理由でございますが、買取り申出に伴う行為制限の解除により、宅地等に転用され生産緑地の機能を失った生産緑地地区の一部を削除するものでございます。

次に第3、追加のみを行う位置及び区域でございます。生産緑地地区として存在する箇所に追加される一部追加なのか、周辺に生産緑地地区のない箇所に新規で追加される全部追加なのかを示しております。追加を行う地区は、番号96、泉五丁目地内から、番号172、大字谷保字上峯下地内までの7地区で、合計面積は約2,070平方メートルを追加するものでございます。理由でございますが、生産緑地地区の追加申請に基づき、都市農地等を計画的かつ永続的に保全し、良好な都市環境形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を指定するためでございます。

なお、追加につきましては、国立市生産緑地地区指定基準に基づきまして、今年度も農業委員会のご協力をいただきながら、追加申請について市報7月5日号に掲載いたしまして、7月18日から7月31日までの2週間受付を行い、申請のあったものでございます。その後、都市計画担当による現地確認を8月15日に行い、また農業委員会におきましては8月28日に現地調査が行われ、申請地を確認したところでございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表でございます。ここでは、変更前の面積、位置、変更内訳として、削除及び追加する面積、変更後の面積を一覧表に示しております。

番号94につきましては、地区の一部を削除するものでございます。この一部削除によります区域の分断、残る区域の面積要件の欠如はございません。

番号150につきましては、地区の全部を削除するため欠番となります。なお削除に関

しては、2件とも買取り申出に伴う削除でございます。

次に、番号96、97、103、127、170、171及び172につきましては、追加を行うものでございます。追加のうち、番号96、97、103及び127は既存の地区の一部となり、番号170、171及び172は新たな地区として新規に番号を設けてございます。それぞれの面積は追加・削除を含めまして番号順に示しており、その計は、中段、変更前の面積約2万7,010平方メートル、削除面積約2,590平方メートル、追加面積約2,070平方メートルで、変更後は約2万6,490平方メートルになるものでございます。ここに今回追加・削除に関わらない地区134件、約42万2,350平方メートルを加算いたしますと、全体の変更後の生産緑地地区は142件、面積は約44万8,840平方メートルになるものでございます。

また、摘要欄の一番下にみなしという表現がございますが、これにつきましては、旧生産緑地法の指定に基づきます生産緑地の面積を示しているものでございます。

その下、変更概要は国立都市計画生産緑地地区の変更事項として、ただいま説明しました区域の変更と面積の変更があることを示しております。件数は140件から142件に変わり、面積は、約44.94ヘクタールから約44.88ヘクタールに、約0.06ヘクタール減ったこととなります。

次に、A2用紙を織り込んであります、国立都市計画生産緑地地区総括図をお開きください。市内全域におけます生産緑地地区を番号とともに示しております。右下の凡例にありますように、既指定区域は白抜きの線で囲って示しております。今回削除を行う区域は黒く塗りつぶして表示してある部分、2地区でございます。また今回追加を行う区域は、斜線でオレンジで塗られている部分の7地区でございます。位置の詳細につきましては、次の計画図でご説明いたします。

4ページをお開きください。図面中央部、番号170は、下谷保地域防災センターの北側に位置する大字谷保字御経塚地内で、オレンジ色で塗られている部分の面積約430平方メートルを追加するものでございます。

次に、5ページをお開きください。図面中央上部、番号103は、中央自動車道国立・府中インターチェンジの東側に位置する大字谷保字下モノ下地内で、オレンジ色で塗られている部分の面積約10平方メートルを追加するものでございます。さらに南側の番号127は、オレンジ色で塗られている部分、面積約10平方メートルを追加するものでございます。

次に、6ページをお開きください。図面中央の番号171は、谷保東集会所の西側に位置する谷保七丁目地内で、オレンジ色で塗られている部分、面積約970平方メートルを新たな地区として追加するものでございます。

次に、7ページをお開きください。図面中央上部の番号94の一部は、国立市立第三中学校の北側に位置する大字谷保字出井崎地内で、黒塗り部分の面積約1,090平方メートルを削除するものでございます。南側の番号96、泉五丁目地内及び番号97の大字谷保字出井崎地内は、オレンジ色で塗られている部分、面積それぞれ約190平方メートルと約80平方メートルを追加するものでございます。

次に、8ページをお開きください。図面中央の番号172は、国立市立第六小学校の南

側に位置する大字谷保字上峯下地内で、オレンジ色で塗られている部分、面積約380平方メートルを追加するものです。

次に、9ページをお開きください。図面中央の番号150は、南区公会堂の北東側に位置する泉四丁目地内で、黒塗り部分の面積約1,500平方メートルの地区の全部を削除するものでございます。

資料の説明は以上になりますが、最後に手続きの関係を説明いたします。

本年9月上旬に東京都と事務打ち合わせを行いまして、9月20日に都市計画法に基づきます協議書を提出し、10月23日付で、都知事から協議結果通知書をいただいております。また、都市計画の案の公告及び縦覧を、11月1日から11月15日までの2週間行いました結果、1名の縦覧者があり、意見書の提出はありませんでした。

なお、本日の本審議会の議決をいただいた後、都市計画変更の告示を行うことを予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

林会長： 説明が終わりました。

それでは、質疑、討論、採決の順に進めてまいります。

初めに質疑を承ります。

ございませんか。なければ質疑を打ち切ります。

続きまして、本案にご意見がありましたら伺います。三輪委員。

三輪委員： 今回、7ページのところの94番、谷保のほうでありますけれども、こちらの地区の一部を削除ということになっておりますけれども、昨年も同じようなことを申し上げた気がしなくもないんですけれども、この三中の周辺は、生産緑地の地域が固まっているところで、国立市内で全体で見たとき、生産緑地が固まっているほうが土地の有効活用の観点からもよろしいかと思っておりますので、この削除は当然、その所有者さんからの意向というのが基本的にあって、必ず市側がどうこうできるということではないと思っておりますけれども、こういうまとまったところというのは、できるだけ維持できるような方向で、進めていっていただけたらと思っております。意見として申し上げます。

林会長： はい。ほかにいかがでしょうか。高田委員。

高田委員： ちょっとわけがわからずに聞くかもしれないんですけど、今、市民が農をサポートするというか、市民が楽しみながら農に触れるとか、そういうことが増えてきていると思うんですけど、そういう農地は生産緑地ではないんでしょうか。

林会長： 質問ですか。

高田委員： ごめんなさい、質問ですか、これ。意見で言いたいのは、そういう市民が農家さんと一緒にやっているような農地が守られて増えていくといいなというのが、意見です。

林会長： わかりました。

ほかに意見はございませんか。なければ打ち切ります。

それではお諮りいたします。「国立都市計画生産緑地地区の変更について」、本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林会長： 異議なしと認め、本案は原案のとおり決することにいたします。

さて、議題につきましては以上でございますが、その他、何かございますか。

高田委員： その生産緑地の中に、そういう農家さんと市民と一緒にやっているというのも含まれて
いますか。

林会長： はい、事務局。

関都市農業振興担当課長： 含まれておりますし、法改正がありまして、都市農地の貸借の円滑化法
が9月1日に施行されましたので、農業委員会のほうで審査はするんですが、生産緑地の
活用の方法が、貸し借りもできて、市民農園も開設できるというふうに幅が広がりました
ので、より一層生産緑地の面積が広げられるように、ということで期待しているところで
ございます。

高田委員： わかりました。

林会長： その他で、ほかにございせんか。尾張委員。

尾張委員： 生産緑地は、高田委員もおっしゃったように、本当に、国立は小さな町だけど、緑地が
あって広がっている、それがだんだん住宅地になったりしている状況は、いいか悪いかは
別として、防災の点からもやはり、農業を大切に作る点からも、生産緑地は大切にしてい
きたいものだと考えているんですね。そういう中で、生産緑地の期限というのがあって、
多分それが切れるという時期に来ていると思うんですけども、それに対して市が、これ
からさらにそこを守っていき、少しでも増やしていけるような工夫というのは、どのよう
なことをされているのかという点。

それからもう一つ、防災としての緑地、いざというときの防災機能として使うというこ
ともあると思うんですけど、その辺を広げて、今、何か看板を立てるということをお聞
きしたんですけども、そういうのを広げていくというのは、市としてはどんなふうにか
考えているのか。2点を教えてください。

佐伯都市計画課長： まず生産緑地、平成4年に新法が指定されているんですけども、そこに生産
緑地を指定したものが30年は営農しなければいけないという決まりがございまして、そ
の30年を迎える期限が平成34年に迫ってきてございます。この生産緑地については、
昨年から説明会を始めまして、ことしも10月の終わりから11月の初めにかけて、
地権者に説明をさせていただいております。これからも漏れないように、各地権者に丁
寧に説明をして、特定生産緑地、10年延長する制度でございまして、この辺の周
知をしっかりやっていきたいというふうに思っております。

もう1点、防災の観点ということでございますけれども、生産緑地は今まで500平方
メートルということがありましたけれども、4月に新しい条例をつくりまして、300平
方メートルということでございます。防災の観点からいいますと、やはり300平方メー
トル以上あると防災の機能が発揮できるという、国交省の通達か、通知があったん
ですけども、そういうことから300平方メートルという根拠も出してございます。これ
からは防災のほうとも連携しながら頑張っていきたいと思っております。

関都市農業振興担当課長： 防災協力農地ということで、国立市とJA東京みどり
と協定を結んでいただいております。その後、各協力していただける農家さん
から申請をいただきまして、手順を踏んで、その農地を指定し、そこに看板を
設置するというので、災害があったときには市民の方が一時的に避難とか利用
することができるということで、今、進めている

ところでございます。

林会長　：　ほかにかがでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、以上で、議事日程のとおり、全て終了いたしましたので、これをもちまして第38回国立市都市計画市議会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

— 了 —